

景観計画の変更及び広告物景観形成地区の指定について

1. 第28回宇都宮市景観審議会後の経過

令和6年11月7日, 10日 地元・権利者説明会【議案第2号, 議案第3号のみ】
 11月13日～26日 素案の縦覧
 令和7年1月16日 都市計画審議会【議案第1号, 議案第2号のみ】

2. 素案の縦覧等について

(1) 地元・権利者説明会【第2号議案, 第3号議案のみ】

対 象 者	景観形成重点地区（鬼怒通り駅東地区）指定予定区域内の住民, 土地権利者, 建物権利者
参 加 者 数	延べ22名（資料送付のみ希望者含む）

(2) 素案の縦覧

素案縦覧内容	① 宇都宮市景観計画の変更について ・ 宇都宮市景観計画のゾーニングの変更（議案第1号） ・ 景観形成重点地区（鬼怒通り駅東地区）の追加指定（議案第2号） ② 広告物景観形成地区（鬼怒通り駅東地区）の指定（議案第3号）
意見書の提出数	①②ともに0件
公聴会	①②ともに公述希望者なしのため開催なし。

景観計画の変更及び広告物景観形成地区の指定について

3. 景観計画の変更及び広告物景観形成地区の指定について

素案のとおり，景観計画の変更（案）及び広告物景観形成地区の指定（案）作成

- ・ 【議案第1号】景観計画変更（案）（ゾーニングの変更）
- ・ 【議案第2号】景観計画変更（案）（景観形成重点地区（鬼怒通り駅東地区）の指定）
- ・ 【議案第3号】広告物景観形成地区の指定（案）（鬼怒通り駅東地区）

4. 今後のスケジュール

【議案第1号 宇都宮市景観計画のゾーニングの変更】

令和7年 2月 景観計画変更
4月 1日 施行

【議案第2号 景観形成重点地区（鬼怒通り駅東地区）の指定，
議案第3号 広告物景観形成地区（鬼怒通り駅東地区）の指定】

令和7年 2月 景観計画変更，景観形成重点地区指定
3月 宇都宮市景観条例改正
宇都宮市屋外広告物条例施行規則改正
広告物景観形成地区指定
4月 1日 施行